

第 1 3 次 千葉県鳥獣保護管理事業計画書

(案)

令和 4 年 4 月 1 日から
5 年間
令和 9 年 3 月 31 日まで



【令和 4 年 3 月 日策定】

千葉県

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 5 |
| 第1 鳥獣保護管理事業計画の計画期間 | 6 |
| 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項 | 6 |
| 1 鳥獣保護区の指定 | 6 |
| (1) 方針 | 6 |
| 2 特別保護地区の指定 | 10 |
| (1) 方針 | 10 |
| (2) 特別保護地区指定計画 | 10 |
| 3 休獵区の指定 | 11 |
| 4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 | 11 |
| 5 鳥獣保護区の整備等 | 11 |
| (1) 方針 | 11 |
| (2) 整備計画 | 11 |
| (3) 保全事業の実施 | 11 |
| 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 12 |
| 1 鳥獣の人工増殖 | 12 |
| 2 放鳥獣 | 12 |
| (1) 方針 | 12 |
| (2) 放鳥計画 | 12 |
| (3) 放獣計画 | 12 |
| 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 13 |
| 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 | 13 |
| (1) 希少鳥獣 | 13 |
| (2) 狩猟鳥獣 | 13 |
| (3) 外来鳥獣等 | 13 |
| (4) 指定管理鳥獣 | 14 |
| (5) 一般鳥獣 | 14 |
| 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項） | 15 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 15 |
| (2) 許可に当たっての条件の考え方 | 15 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準 | 15 |
| (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 16 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 16 |
| 3 目的別の捕獲許可の基準 | 16 |
| 3-1 学術研究を目的とする場合 | 17 |
| (1) 学術研究の目的 | 17 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (2) 標識調査の目的（環境省足環を装着する場合） | 18 |
| 3－2 鳥獣の保護を目的とする場合 | 19 |
| (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 19 |
| (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 19 |
| 3－3 鳥獣の管理を目的とする場合 | 20 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的 | 20 |
| (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 | 21 |
| 3－4 その他特別の事由の場合 | 32 |
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 32 |
| (2) 愛玩のための飼養の目的 | 32 |
| (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 32 |
| (4) 鶩飼漁業への利用の目的 | 33 |
| (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 33 |
| (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 | 33 |
| 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 34 |
| 4－1 捕獲許可した者への指導 | 34 |
| (1) 捕獲物又は採取物の処理等 | 34 |
| (2) 従事者の指揮監督 | 34 |
| (3) 危険の予防 | 34 |
| 4－2 許可権限の市町村長への委譲 | 35 |
| 5 鳥類の飼養登録 | 35 |
| (1) 方針 | 35 |
| (2) 飼養適正化のための指導内容 | 35 |
| 6 販売禁止鳥獣等 | 36 |
| (1) 許可の考え方 | 36 |
| (2) 許可の条件 | 36 |
| 7 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施 | 36 |
| 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 37 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定 | 37 |
| (1) 方針 | 37 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 37 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 37 |
| 2 特定猟具使用制限区域の指定 | 40 |
| (1) 方針 | 40 |
| (2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画 | 40 |
| (3) 特定猟具使用制限区域指定内訳 | 40 |
| 3 猟区設定のための指導 | 40 |
| 4 指定猟法禁止区域 | 40 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 方針 | 40 |
| (2) 指定計画 | 41 |
| 第6 特定計画の作成に関する事項 | 41 |
| 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項 | 41 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 | 41 |
| (2) 実施計画の作成に関する方針 | 42 |
| 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 42 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 | 42 |
| (2) 実施計画の作成に関する方針 | 43 |
| 第7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | 44 |
| 1 方針 | 44 |
| 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 44 |
| (1) 方針 | 44 |
| (2) 鳥獣生息分布調査 | 44 |
| (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 44 |
| (4) 狩猟鳥獣生息調査 | 45 |
| (5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 | 45 |
| 3 法に基づく諸制度の運用状況 | 46 |
| (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 46 |
| (2) 捕獲等情報収集調査 | 46 |
| 4 新たな技術の研究開発 | 47 |
| 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 47 |
| 1 鳥獣行政担当職員 | 47 |
| (1) 方針 | 47 |
| (2) 設置計画 | 47 |
| (3) 研修計画 | 48 |
| 2 鳥獣保護管理員 | 48 |
| 3 保護及び管理の担い手の育成 | 48 |
| (1) 方針 | 48 |
| (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保 | 48 |
| (3) 研修計画 | 49 |
| (4) 狩猟者の育成及び確保のための対策 | 49 |
| 4 鳥獣保護管理機能の強化 | 49 |
| 5 取締り | 50 |
| (1) 方針 | 50 |
| (2) 年間計画 | 50 |
| 6 必要な財源の確保 | 50 |
| 第9 その他 | 50 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 50 |
| (1) 鳥獣の保護及び管理 | 50 |
| (2) 鳥獣保護区 | 51 |
| (3) 狩猟 | 51 |
| (4) 許可捕獲 | 51 |
| (5) 感染症 | 51 |
| (6) 違法捕獲・違法飼養 | 51 |
| 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い | 52 |
| 3 狩猟の適正化等 | 52 |
| 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応 | 52 |
| (1) 方針 | 52 |
| (2) 傷病鳥獣の救護体制について | 52 |
| (3) 傷病鳥獣の取扱いについて | 53 |
| (4) 感染症対策 | 53 |
| 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護 | 53 |
| 6 感染症への対応 | 53 |
| (1) 高病原性鳥インフルエンザ | 53 |
| (2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF） | 54 |
| (3) その他の感染症 | 54 |
| 7 普及啓発 | 55 |
| (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等 | 55 |
| (2) 安易な餌付けの防止 | 55 |
| (3) 獣犬の適切な管理 | 55 |
| (4) 野鳥の森等の整備 | 55 |
| (5) 愛鳥モデル校の指定 | 55 |
| (6) 法令の普及徹底 | 56 |

※本計画における「法」とは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を、「規則」とは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」をいう。

第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画

はじめに

鳥獣は自然環境を豊かにする重要な構成要素の一つである一方、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が深刻な状況にある。そのため、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

千葉県においても、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。本計画では以下「法」という。）第1条の目的達成のため、同法第3条に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年10月26日告示。本計画では以下「指針」という。）に即して、この計画を定める。

第1 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、地区指定を通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

本県は、周囲を利根川、江戸川、東京湾、太平洋の水域で囲まれ、全般に気候が温暖で、豊かな自然に恵まれている。多くの動植物が生息・生育する自然性の高い丘陵、様々な海岸性の植物やアカウミガメの産卵などが見られる海岸、食虫植物や貴重な湿地性植物などが生育する湿地、身近な生物の生育する里山、渡り鳥の飛来する干潟・塩湿地など豊かな自然や身近な自然が多く残されている。

しかし、比較的平坦な地形や首都圏に位置することなどから、集積する人口や産業活動の受け皿として宅地や工業用地等の拡大などにより、自然の改変が進んでいる。

また、経済や社会構造の変化に伴い、谷津田や里山などの身近な自然環境の荒廃も見られる。

このようなことから、これまでの鳥獣保護管理事業計画では、地域の自然的・社会的特性に配慮しつつ、自然と人間との共生を確保し、鳥獣の生息環境を将来に継承していくために鳥獣保護区を指定してきた。

令和3年度末現在、県下の鳥獣保護区は、59か所42, 585ヘクタールで、県土面積の約8パーセントを占めている。

この内、森林鳥獣生息地の保護区は、30か所32, 179ヘクタール（森林面積の約20パーセント）、集団渡来地10か所4, 882ヘクタール、身近な鳥獣生息地19か所5, 524ヘクタールとなっている。

しかしながら、農林業者の減少や高齢化の進行に伴う森林の荒廃や耕作放棄地の増加を背景に、県中南部地域を中心にイノシシなどの鳥獣が増加し、甚大な農作物被害が発生するとともに、カワウなどによる水産物被害も増加しており、鳥獣保護区の指定についての地域住民の理解が得られにくい状況になっている。

このため、本事業計画では、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が特に必要な地域について、利害関係人の理解を求め、鳥獣保護区の指定に努める。

また、既設の保護区については、原則として更新することとするが、指定目的を再度検証するとともに、土地利用形態に大きな変化がみられる場合、鳥獣による慢性的な被害が著しく大きい場合、鳥獣の生息状況に変化がある場合等を検討し、必要に応じて保護区の縮小、拡大を行う。

なお、国指定鳥獣保護区の未指定地となっている「三番瀬」については、国の意向を踏まえ協力していく。

イ 指定に関する具体的方針

(ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は10年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

なお、地域の自然的・社会的情況に応じて必要と認められる場合には、隨時存続期間の見直しを行う。

(イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

(ウ) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(オ) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(カ) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

(キ) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るために生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

ウ 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している等の地域で、イノシシ等有害鳥獣による農作物等の被害発生状況等を勘案し、周辺住民の理解と指定目的の明確化を基本に既設の保護区の更新等を行う。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域におよぶ猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域やその地方を代表する森林植生、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域について、1箇所あたり10,000ヘクタール以上の面積を指定することになるが、本県ではこのような大規模な地域を指定できる状況にないため、指定しない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類の保護を図るため、河川敷、樹林、草原、砂地等の集団繁殖地を指定することとするが、小見川、東庄周辺（利根川河川敷）のオオセッカの繁殖地については、国指定鳥獣保護区の未指定地となっており、県では指定しない。

なお、コアジサシの集団繁殖地については、防護柵の設置や土地所有者への保護協力の依頼等により保護を図る。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリスト、千葉県レッドリスト掲載種又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定することとなるが、既設鳥獣保護区等において保護を図ることとし、特に指定はしない。

なお、計画期間内において指定の必要が生じた場合は調整する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域を指定することとなるが、有害鳥獣の広域移動による農作物等への被害の拡大を防止するため、この期間内において特に指定しない。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域を指定する。

工 鳥獣保護区の指定等計画

計画期間中に新規指定及び廃止の予定計画はなし。

才 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第1表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 異動前の面積 | 異動面積 | 異動後の面積 | 変更後の指定期間 | 変更理由 | 備考 |
|--------|----------|--------|------|--------|------|--------|-----------------------|------|------|
| R 4 | 集団渡来地 | 印旛沼北部 | 期間更新 | 626 | 0 | 626 | 令和4年11月1日～令和14年10月31日 | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 本塁 | | 807 | 0 | 807 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 山武・成東 | | 1,041 | 0 | 1,041 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 夷隅 | | 5,646 | 0 | 5,646 | | | |
| | 集団渡来地 | 南白亜川河口 | | 97 | 0 | 97 | | | |
| | 集団渡来地 | 銚子 | | 964 | 0 | 964 | | | 含国有林 |
| 更新6箇所 | | | | 9,181 | 0 | 9,181 | | | |
| R 5 | 身近な鳥獣生息地 | 月出 | 期間更新 | 43 | 0 | 43 | 令和5年11月1日～令和15年10月31日 | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 匝瑳市 | | 164 | 0 | 164 | | | |
| | 集団渡来地 | 手賀沼 | | 475 | 0 | 475 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 鬼泪山 | | 1,475 | 0 | 1,475 | | | 含国有林 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 若松 | | 30 | 0 | 30 | | | |
| | 更新5箇所 | | | 2,187 | 0 | 2,187 | | | |
| R 6 | 集団渡来地 | 印旛沼西部 | 期間更新 | 825 | 0 | 825 | 令和6年11月1日～令和16年10月31日 | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 多古町 | | 1,051 | 0 | 1,051 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 愛宕山 | | 47 | 0 | 47 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 雄蛇ヶ池 | | 128 | 0 | 128 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 国吉 | | 820 | 0 | 820 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 神戸 | | 1,017 | 0 | 1,017 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 富津岬 | | 288 | 0 | 288 | | | |
| 更新7箇所 | | | | 4,176 | 0 | 4,176 | | | |
| R 7 | 身近な鳥獣生息地 | 千葉市 | 期間更新 | 2,256 | 0 | 2,256 | 令和7年11月1日～令和17年10月31日 | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 市津 | | 724 | 0 | 724 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 成田市中郷 | | 996 | 0 | 996 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 九十九里 | | 165 | 0 | 165 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 滝郷 | | 125 | 0 | 125 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 白石 | | 91 | 0 | 91 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 大多喜 | | 1,200 | 0 | 1,200 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 嶺岡山 | | 1,170 | 0 | 1,170 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 久留里 | | 640 | 0 | 640 | | | 含国有林 |
| | 森林鳥獣生息地 | 平岡 | | 590 | 0 | 590 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 飯塚 | | 45 | 0 | 45 | | | |
| 更新11箇所 | | | | 8,002 | 0 | 8,002 | | | |
| R 8 | 森林鳥獣生息地 | 大竹 | 期間更新 | 556 | 0 | 556 | 令和8年11月1日～令和18年10月31日 | | |
| | 集団渡来地 | 佐原津宮 | | 611 | 0 | 611 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 飯高豊和 | | 366 | 0 | 366 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 笠森 | | 340 | 0 | 340 | | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 天津 | | 1,134 | 0 | 1,134 | | | 含国有林 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 石堂 | | 3 | 0 | 3 | | | |
| 更新6箇所 | | | | 3,010 | 0 | 3,010 | | | |
| 計 | 更新35箇所 | | | 26,556 | 0 | 26,556 | | | |

※鳥獣保護区名欄については、「鳥獣保護区」の記載を省略。

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内で、鳥獣の保護繁殖上特に重要と認められる地区について、一定の行為を制限し、その生育環境の保全を図るために、特別保護地区を指定する。

本計画期間内に期間満了となる特別保護地区については、再指定を行う。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している等の地域で、鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要な地域を指定する。

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡来地である干潟、湿地、湖沼等で、重要な地域を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

(2) 特別保護地区指定計画

(第2表)

| 年 度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 備 考 |
|--------|------------------|--------|----------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------|
| | 指 定 区 分 | 名 称 | 面 積 (ha) | 指 定 期 間 | 指 定 面 積 (ha) | 指 定 期 間 | |
| R 6 | 森林鳥獣生息地 | 神戸 | 1,017 | 令和6年11月1日～ 令和16年10月31日 | 41 | 令和6年11月1日～ 令和16年10月31日 | 再指定 |
| | 森林鳥獣生息地 | 富津岬 | 288 | | 131 | | |
| | | 小計 | 1,305 | | 172 | | |
| R 7 | 森林鳥獣生息地 | 嶺岡山 | 1,170 | 令和7年11月1日～ 令和17年10月31日 | 82 | 令和7年11月1日～ 令和17年10月31日 | 再指定 |
| R 8 | 森林鳥獣生息地 | 笠森 | 340 | 令和8年11月1日～ 令和18年10月31日 | 34 | 令和8年11月1日～ 令和18年10月31日 | 再指定 |
| | | 計 | 2,815 | | 288 | | |

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要があるとき、区域を指定する。

本県では、狩猟鳥獣が著しく減少したと認められる地域がないことから、本事業計画期間中における休猟区の指定予定はない。

4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

鳥獣保護区内の有害鳥獣による被害を防止するため、市町村から要望があった場合には、鳥獣保護区を変更し、特定の有害鳥獣以外の鳥獣の狩猟による捕獲を制限する狩猟鳥獣捕獲禁止区域を必要に応じて指定する。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ア 鳥獣保護区等の境界線が明らかになるように、更新された鳥獣保護区を中心に制札や案内板を設置する。
- イ 鳥獣の観察に適する場所においては、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場として活用を図ることとし、必要に応じ探鳥路を整備する。
- ウ 鳥獣保護管理員等により、計画的に巡視を行い、違法捕獲の防止及び制札等の管理施設の状況について把握する。
- エ 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区については、生息環境の改善を図るため、保全事業を実施する。

(2) 整備計画

鳥獣保護区の区域を示す制札等を地域からの要望等があった場合には新たに設置するとともに、経年劣化した制札等は必要に応じて交換する。

(3) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により、鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要がある場合には、生息環境の改善のために保全事業の実施を検討する。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。

1 鳥獣の人工増殖

県内に生息するウスアカヤマドリについては、本県以外には和歌山県や九州の一部等しか生息しておらず、無計画な放鳥による、他のヤマドリとの亜種間での交雑、近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、県内で採取した卵由来のウスアカヤマドリのみを対象とする。

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については、開始した昭和39年からこれまでに鳥獣保護区を中心にキジ、ヤマドリ、コジュケイ、ウズラを放鳥し、その保護・増殖に努めてきたが、放鳥個体の定着率が低いこと、千葉県獣友会でも放鳥を実施していることから、見直しも含めて事業のあり方について検討する。

(2) 放鳥計画

(1)の検討結果に基づき対応する。

(3) 放獣計画

実施予定なし

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるもの及び千葉県レッドデータブックのA最重要保護生物に分類される鳥獣

イ 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況や生育環境の把握と、鳥獣保護区の指定等の実施による種及び地域個体群の存続を図るための取組に努める。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第7項に基づき環境大臣が定める鳥獣

イ 保護及び管理の考え方

各種調査結果等の情報を活用し、捕獲等の制限によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護に努める。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

本県では、キツネの生息数が極めて少なく、将来的に地域個体群の存続に支障が生じるおそれがあるため、平成11年度から法第12条に基づき狩猟による捕獲を禁止しており、令和6年10月31日に期間満了となる。このため、出合状況調査を継続し、令和6年度に禁止措置を継続するか否かを検討する。

ヤマドリについても生息数の減少傾向が進行していることが懸念されるため、同条に基づく捕獲期間の制限をオスヤマドリで実施しているが、令和6年末に期間満了となる。このため、出合状況調査を継続し、令和6年度に禁止措置を継続するか否かを検討する。

房総半島に生息する孤立した個体群であるニホンジカ及びイノシシについては、別途定める第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域個体群の存続に配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。

カワウについては、千葉県カワウ被害対策協議会が定める「千葉県カワウ管理計画」に基づき、漁業被害の軽減に努め被害地等での必要な捕獲を行う。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

我が国にこれまで自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣のうち、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣とし、

アカゲザル（交雑種含む）、アライグマ、キヨン、ハクビシン、マスクラット、ソウシチョウ、カオジロガビチョウ、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、コブハクチョウ、ドバトが含まれる。

イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び許可捕獲による捕獲を推進し、その被害の防止を図る。

特にアカゲサル（交雑種含む）、アライグマ、キヨンについては、上記の他、別途定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物防除実施計画による防除も行う。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めた鳥獣であり、本県においてはニホンジカ、イノシシとする。

イ 管理の考え方

ニホンジカ及びイノシシの生息状況や被害状況等の把握に努め、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

また、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握と生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の管理に準じた対策を講じる。

農業被害等が発生している房総半島に生息する孤立した個体群であるニホンザルについては、科学的・計画的な管理を実施するため、別途定める第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）

許可基準の設定に当たっての共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的と異なると判断される場合
- イ 捕獲、採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合や、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

鳥獣の種類及び数、捕獲期間、捕獲する区域並びに捕獲方法の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

原則として次の基準による。ただし、輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

- a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したこと。
- b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で締付け防止金具を装着しており、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したこと。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められるものであること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

ウ ICT技術の活用に関する基準

自動通報装置等のICT技術によりわなの作動が確認できる場合は、見回りの回数を軽減することができるほか、安全に管理できる範囲で31個以上のわなの設置を認めることができる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

また、オオタカについては原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類^{きん}の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可の基準

目的別の捕獲許可の基準は、次のとおりとする。

なお、許可対象者の基準は、対象が法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。3及び4において以下同じ。）である場合において、その法人の従事者にあっては、以下の基準に適合する必要がある。

3－1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない場合はこの限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められるものであること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下で行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類及び数（羽、頭又は個）とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止された猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

- (ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、行動域調査等、放鳥獣を行わなくてはならない調査の場合を除き、調査後の外来鳥獣等の放鳥獣は原則禁止とする。また、生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、必要に応じて殺処分等の措置を講じることができる。
- (イ) 個体識別等の目的で、タグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間の内に脱落すること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査の目的（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

網、わな又は手捕り

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に著しい

被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3－2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

3－3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的

ア 許可対象者

- (ア) 銃器を使用する場合は、原則として a から c のいずれにも該当する者
- a 第一種銃獵免許を所持（空気銃又は麻醉銃を使用する場合においては、第一種銃獵又は第二種銃獵免許を所持）する者。ただし、麻醉銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩獵免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
 - b 狩獵災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
 - c 直近 3 年間連続で狩獵者登録（銃獵）をしている者又は過去 1 年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。
- (イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として a 及び b に該当する者
- a 免許又はわな獵免許を所持する者。ただし、次の(a)または(b)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ狩獵免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
 - (a) 法人に対する許可であって、以下の条件を全て満たす場合。
 - ① 従事者の中に獵法の種類に応じた狩獵免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ③ 当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）が当該免許を受けている者（以下「監督者」という。）の監督下で作業（「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等）を行うこと
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
 - (b) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ、ニホンジカの捕獲等を行う場合 - b 狩獵災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用（3,000万円以上）を有する者。ただし、塀柵等で囲まれた敷地内において、箱わなで獣類を捕獲する場合は、非該当者も許可対象とできる。

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために適かつ合理的な数（羽、頭又は個）

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間。

なお、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

また、狩猟期間中及びその前後については、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性が認められるものであること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な区域

オ 方法

(ア) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の大型の獣類についてはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記のaからfを全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。

- a 市町村が「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」の群れ管理の考え方方に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること
 - b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと
 - c 計画頭数は30頭以内であること
 - d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること
 - e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること
 - f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること
- (イ) 捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

(2)－1 鳥獣による被害の発生状況

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害 ((2)において「被害」という。) の発生状況を第3表及び第4表に示す。

年度別の農作物被害の発生状況（農地・農村振興課調べ）

(第3表)

| 加害 鳥獣名 | 被害金額(千円) | | | | | 被害面積(ha) | | | | |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
| イノシシ | 257,681 | 189,133 | 241,183 | 181,574 | 174,939 | 283.7 | 247.3 | 259.2 | 190.8 | 152.9 |
| サル | 23,428 | 27,645 | 24,214 | 35,377 | 23,061 | 24.2 | 19.7 | 34.0 | 23.9 | 19.7 |
| シカ | 22,542 | 18,131 | 22,391 | 17,170 | 15,472 | 25.1 | 27.7 | 16.3 | 22.5 | 14.6 |
| ハクビシン | 36,119 | 30,160 | 24,994 | 39,104 | 21,804 | 26.0 | 27.2 | 16.2 | 30.8 | 18.4 |
| タヌキ | 7,078 | 5,105 | 4,583 | 5,171 | 7,251 | 9.4 | 6.1 | 6.9 | 4.7 | 7.5 |
| アライグマ | 12,541 | 13,359 | 22,650 | 25,211 | 21,393 | 10.5 | 10.1 | 11.5 | 15.2 | 14.1 |
| ネズミ | 3,145 | 876 | 1,089 | 1,238 | 1,075 | 3.5 | 0.8 | 0.7 | 0.6 | 0.8 |
| ウサギ | 3,927 | 2,058 | 4,357 | 8,876 | 173 | 3.5 | 1.9 | 3.1 | 1.4 | 0.5 |
| キヨン | 1,321 | 2,388 | 2,171 | 1,168 | 1,257 | 1.1 | 2.6 | 4.8 | 4.2 | 2.0 |
| その他獣類 | 2,373 | 955 | 1,078 | 1,521 | 1,209 | 2.4 | 2.2 | 1.3 | 1.3 | 1.2 |
| 小計 | 370,155 | 289,810 | 348,710 | 316,410 | 267,634 | 389.3 | 345.7 | 354.0 | 295.3 | 231.7 |
| カラス | 50,292 | 36,182 | 35,361 | 36,495 | 43,047 | 67.2 | 58.3 | 34.5 | 31.2 | 31.0 |
| ムクドリ | 4,410 | 3,897 | 3,254 | 2,421 | 2,173 | 4.8 | 4.6 | 3.1 | 3.4 | 3.7 |
| スズメ | 5,377 | 6,746 | 8,149 | 7,249 | 5,988 | 17.6 | 12.8 | 13.5 | 14.6 | 6.9 |
| ヒヨドリ | 19,222 | 20,886 | 4,587 | 9,363 | 3,399 | 16.7 | 14.7 | 3.7 | 5.0 | 1.9 |
| ハト | 7,144 | 6,118 | 8,677 | 8,812 | 8,235 | 19.4 | 10.6 | 6.5 | 6.0 | 5.8 |
| カモ | 4,793 | 4,732 | 5,130 | 5,831 | 4,414 | 3.0 | 2.8 | 2.8 | 3.8 | 2.3 |
| キジ | 2,592 | 1,721 | 2,185 | 6,908 | 4,231 | 3.1 | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.5 |
| サギ | 141 | 86 | 142 | 287 | 397 | 0.4 | 0.8 | 0.8 | 1.4 | 0.3 |
| その他鳥類 | 1,267 | 1,331 | 913 | 12,735 | 19,844 | 3.5 | 1.8 | 7.0 | 10.2 | 12.4 |
| 小計 | 95,238 | 81,699 | 68,398 | 90,101 | 91,731 | 135.7 | 107.8 | 73.6 | 77.1 | 65.9 |
| 合計 | 465,393 | 371,509 | 417,108 | 406,511 | 359,365 | 525.0 | 453.5 | 427.6 | 372.3 | 297.6 |

市町村別の農作物被害（令和2年度）（農地・農村振興課調べ）

(第4表)

| 地域 | 市町村名 | 被害面積(ha) | 被害量(t) | 被害金額(千円) |
|-----|-------|----------|---------|----------|
| 千葉 | 千葉市 | 5.9 | 46.3 | 14,895 |
| | 習志野市 | 0.2 | 1.9 | 533 |
| | 市原市 | 9.2 | 77.0 | 18,428 |
| | 八千代市 | 5.1 | 3.5 | 1,209 |
| | 小計 | 20.3 | 128.6 | 35,065 |
| 東葛飾 | 市川市 | 0.9 | 19.7 | 7,839 |
| | 船橋市 | 0.0 | 0.0 | 0 |
| | 松戸市 | 6.5 | 18.6 | 4,559 |
| | 野田市 | 0.0 | 0.4 | 126 |
| | 柏市 | 6.2 | 27.7 | 6,808 |
| | 流山市 | 0.3 | 5.7 | 2,362 |
| | 我孫子市 | 6.4 | 29.4 | 6,858 |
| | 鎌ヶ谷市 | 0.0 | 0.0 | 0 |
| | 小計 | 20.3 | 101.3 | 28,552 |
| 印旛 | 成田市 | 7.3 | 20.3 | 7,600 |
| | 佐倉市 | 8.4 | 9.9 | 3,898 |
| | 四街道市 | 5.8 | 29.6 | 3,558 |
| | 八街市 | 4.4 | 6.8 | 2,242 |
| | 印西市 | 11.5 | 61.1 | 12,452 |
| | 白井市 | 0.5 | 0.5 | 132 |
| | 富里市 | 0.6 | 9.4 | 2,517 |
| | 酒々井町 | 0.0 | 0.0 | 0 |
| | 栄町 | 4.2 | 23.3 | 5,580 |
| | 小計 | 42.7 | 161.0 | 37,979 |
| 香取 | 香取市 | 1.0 | 15.2 | 2,307 |
| | 神崎町 | 0.2 | 0.2 | 85 |
| | 多古町 | 1.0 | 4.7 | 1,283 |
| | 東庄町 | 0.2 | 0.7 | 367 |
| | 小計 | 2.4 | 20.9 | 4,042 |
| 海匝 | 銚子市 | 2.0 | 9.9 | 1,942 |
| | 旭市 | 4.6 | 51.1 | 14,408 |
| | 匝瑳市 | 5.1 | 29.8 | 7,887 |
| | 小計 | 11.7 | 90.7 | 24,237 |
| 山武 | 東金市 | 3.2 | 11.7 | 1,564 |
| | 山武市 | 4.5 | 3.5 | 2,890 |
| | 大網白里市 | 1.2 | 1.2 | 719 |
| | 九十九里町 | 4.8 | 5.8 | 1,924 |
| | 芝山町 | 0.4 | 0.3 | 400 |
| | 横芝光町 | 1.6 | 1.1 | 1,405 |
| 長生 | 小計 | 15.7 | 23.6 | 8,902 |
| | 茂原市 | 1.5 | 8.0 | 1,971 |
| | 一宮町 | 0.9 | 3.0 | 1,013 |
| | 睦沢町 | 9.5 | 58.2 | 14,436 |
| | 長生村 | 0.1 | 5.9 | 221 |
| | 白子町 | 0.3 | 1.2 | 987 |
| | 長柄町 | 2.2 | 9.4 | 2,132 |
| | 長南町 | 1.8 | 9.9 | 1,807 |
| 夷隅 | 小計 | 16.2 | 95.6 | 22,567 |
| | 勝浦市 | 3.1 | 13.6 | 1,240 |
| | いすみ市 | 32.4 | 309.3 | 36,173 |
| | 大多喜町 | 23.9 | 16.4 | 4,789 |
| | 御宿町 | 4.5 | 16.5 | 5,819 |
| 安房 | 小計 | 63.9 | 355.8 | 48,021 |
| | 館山市 | 16.8 | 49.2 | 27,845 |
| | 鴨川市 | 12.6 | 51.1 | 12,627 |
| | 南房総市 | 11.0 | 92.0 | 15,366 |
| | 鋸南町 | 12.0 | 104.0 | 19,794 |
| 君津 | 小計 | 52.5 | 296.3 | 75,631 |
| | 木更津市 | 9.0 | 69.0 | 20,612 |
| | 君津市 | 16.5 | 86.4 | 27,477 |
| | 富津市 | 20.9 | 149.4 | 20,269 |
| | 袖ヶ浦市 | 5.7 | 41.9 | 6,010 |
| 県計 | 小計 | 52.0 | 346.6 | 74,368 |
| | | 297.6 | 1,620.3 | 359,365 |

(2)－2 鳥獣の適正管理の方針

鳥獣による被害については、地域の主体的な取組を支援するため設置した「千葉県野生鳥獣対策本部」が決定した「千葉県野生鳥獣対策推進方針」に基づき、被害防除と捕獲に加え生息環境管理などの対策を地域、市町村、県が一体となり総合的に実施する。

鳥類による被害では、カラス類、ハト類、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメが県下全域で、コブハクチョウによる被害が手賀沼周辺で発生しており、都市部ではカラス類、ドバトによる生活環境被害も発生している。また、東京湾では海苔やアサリに対するカモ類による食害もある。

被害等の防止の観点から、農地での防鳥網の活用、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止及び鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係者への周知徹底に努める。

放流アユなどへの食害が河川を中心に増加しているカワウについては、関東カワウ広域協議会や千葉県カワウ被害対策協議会等において管理手法を検討する。

獣類では、特にイノシシによる農林作物被害が県中南部地域を中心に甚大であり、生息域の拡大により人身被害も発生している。また、県中南部地域を中心にニホンザル及びニホンジカによる農林産物被害が発生しており、生息域の拡大もみられる。

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正管理に努めることとし、県は市町村が行う捕獲事業を支援するとともに、イノシシ及びニホンジカについては指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、外来生物による被害では、ハクビシンやアライグマによる農作物被害や生活環境被害が県内の広い範囲で、キヨンによる農作物被害や生活環境被害が県中南部地域で、野生化したアカゲザルによる農作物被害や生態系被害が房総半島南端で発生している。

県はハクビシン、アライグマ、キヨンについて、市町村が行う捕獲事業を支援するとともに、アライグマ、キヨン、アカゲザルについては、別途定める特定外来生物防除実施計画に基づき被害の削減と全頭除去を目標に防除事業を行う。

防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第5表)

| 鳥獣名 | 防除方法の検討、個体群管理の実施等 | 備 考 |
|---------------|---|---|
| イノシシ ニホンジカ | <p>【防除方法の検討】 千葉県野生鳥獣対策本部、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会、同ニホンジカ小委員会</p> <p>【個体群管理の実施】 市町村が実施する捕獲事業の支援 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> | 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ） 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ） |
| ニホンザル | <p>【防除方法の検討】 千葉県野生鳥獣対策本部、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会</p> <p>【個体群管理の実施】 市町村が実施する捕獲・追い払い事業の支援 生息状況調査、防除手法の普及・啓発</p> | 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル） |
| アライグマ | <p>【防除方法の検討】 千葉県野生鳥獣対策本部、千葉県環境審議会鳥獣部会アライグマ小委員会</p> <p>【個体群管理の実施】 市町村が実施する捕獲の支援 外来種特別対策事業（捕獲支援、防除手法の普及・啓発）</p> | 第2次千葉県アライグマ防除実施計画 |
| キヨン | <p>【防除方法の検討】 千葉県野生鳥獣対策本部、千葉県環境審議会鳥獣部会キヨン小委員会</p> <p>【個体群管理の実施】 市町村が実施する捕獲の支援 外来種特別対策事業（捕獲、生息状況調査）</p> | 第2次千葉県キヨン防除実施計画 |
| アカゲザル | <p>【防除方法の検討】 千葉県野生鳥獣対策本部、千葉県環境審議会鳥獣部会アカゲザル小委員会</p> <p>【個体群管理の実施】 外来種特別対策事業（捕獲、交雑調査、生息状況調査）</p> | 第2次千葉県アカゲザル防除実施計画 |
| カワウ | <p>【防除方法の検討】 関東カワウ広域協議会、千葉県カワウ被害対策協議会</p> <p>【個体群管理の実施】 生息状況調査、漁業関係者等への情報提供</p> | 千葉県カワウ管理計画 (任意計画) |
| その他鳥獣 | 甚大な被害を及ぼすその他の鳥獣が生じた場合は、防除方法等を検討する。 | |

(2)－3 被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方

ア 被害防除対策との関係

被害状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合（以下「予察」という。）に、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

イ 予察捕獲の考え方

被害のおそれのある場合に実施する予察による捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合にのみ許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

予察捕獲の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とし、予察捕獲は国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

予察捕獲を実施したい市町村等は、保護管理対策や被害防止対策を的確かつ効果的に行うため、関係者を集めた協議会を設置するよう努めることとし、協議会において、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別に被害発生予察表を作成するとともに、効果的な被害防止方法及び捕獲方法の検討・実施体制の整備・年間捕獲計画の作成・その他被害防止対策の検討を行うこととする。

予察表の作成に当たっては、学識経験者等科学的知見から適切な助言及び指導を行ふことのできる者の意見を聴取するよう努めるとともに、必要に応じて被害発生予察地図を作成することとする。

予察表は科学的知見に基づき計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努めることとする。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、県は第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(2)－4 被害の防止の目的での捕獲の許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、予察捕獲は国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

（ア）銃器を使用する場合は、原則として以下のaからcのいずれにも該当する者

a 第一種銃猟免許を所持（空気銃又は麻醉銃を使用する場合においては、第一種

銃猟又は第二種銃猟免許を所持)する者。ただし、麻醉銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。

- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
- c 直近3年間連續で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。

(イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則としてaとbのいずれにも該当する者

- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)から(f)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。

- (a) 鳥類、ネズミ類、モグラ類を捕獲する場合及び鳥類の卵を採取する場合
- (b) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の中型の獣類を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

- ① 住宅、店舗、工場等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
- ② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獸が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獸の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

- (c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣類を捕獲する場合

- (d) 法人に対する許可であって、原則として箱わな又は囲いわなを使用する場合(ただし、鳥獸の保護及び住民の安全が確保される場合はくくりわな等も認める)で、かつ、以下の①から④の条件を全て満たす場合

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者(以下「補助者」という。)は、当該免許を受けている者(以下「監督者」という。)の監督下で作業(「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等)を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

- (e) 国及び地方公共団体の職員が業務のため、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより獣類を捕獲するとき

- (f) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長より任命された国有林野関係

職員が、国有林野及び官公造営地内で網またはわなによりイノシシ及びニホンジカの捕獲等を行う場合

- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用（3,000万円以上）を有している者。ただし、次のいずれかに該当するとき等は、非該当者も許可対象とできる。
- (a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲又は採取する場合
 - (b) 墬柵等で囲まれた敷地内において、箱わなで獣類を捕獲する場合

イ 鳥獣の種類・数

- (ア) 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は、地域的に被害が僅少であっても許可する。また、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域における第二種特定鳥獣の管理の目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害防止を目的とした捕獲許可の対象とする。なお、予察捕獲は、原則として協議会の設置等の手続を踏み、さらに予察台帳及び予察表が作成された種についてのみ許可する。
- (イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。
- (ウ) 捕獲等又は採取等の数は、原則として第6表に示す数とする。
- (エ) 狩猟鳥獣、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績も僅少であることから、これらの鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、捕獲許可申請を受けた地域振興事務所長は、自然保護課長に協議し、協議結果を基に許可の可否を決定する。

ウ 期間

- (ア) 被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期。
- (イ) 原則として第6表に示す期間
- (ウ) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。
- (エ) 原則として、安全性の観点から、銃器あるいはくくりわなによる許可捕獲が

同時期に同一地域で複数行われないよう考慮する。

- (オ) 狩猟期間中及びその前後については、当該期間における許可捕獲の必要性が認められるものであること。かつ、捕獲区域の周辺住民等関係者が当該期間中は許可捕獲が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、関係者への事前周知を徹底する等、考慮されたものであること。
- (カ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

エ 区域

- (ア) 被害等の発生状況及び加害鳥獣の行動圏域を踏まえた必要かつ適切な範囲
- (イ) 捕獲の区域に鳥獣保護区や自然公園等が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域については、捕獲許可について慎重に取り扱う。
- (ウ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

オ 方法

- (ア) 原則として禁止猟法は認めない。ただし、2（3）の基準に適合する場合、カワウを釣り針で捕獲する場合であって錯誤捕獲に配慮した計画であると認められる場合及び箱わなで鳥類を捕獲する場合はこの限りでない。
- (イ) 空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キヨン等の大型獣類にはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記の a から f を全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。
- a 市町村が、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の群れ管理の考え方
に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること
- b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと
- c 計画頭数は30頭以内であること
- d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること
- e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること
- f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること。
- (ウ) 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

鳥獣の種類別許可基準

(第6表)

| 許可権者 | 鳥獣名 | 許可基準 | | | | | | 備考 | |
|---------------|---------------------------|-----------------------------|---|---|---|--|--|--|--|
| | | 方法 | 区域 | 時期 | 日数 | 1許可当たり頭(羽)数 | 許可対象者 | | |
| 県知事又は地域振興事務所長 | ニホンザル | 空気銃 (ブレチャージ式で口径5.5以上) | 第二種特定鳥獣管理計画に基づく | 3か月以内 (許可期間満了後6か月間は同一区域で再許可しない) | 30頭以内 | 市町村長 ※従事者は、半矢で取り逃がさない技能を有する者であること | | <p>・被害防止の目的での捕獲は、被害が現に生じていて、被害防除対策によても被害が防止できないと認められるときに許可する。</p> <p>※ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が僅少でも許可できる。</p> <p>※ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害防除対策が実施されないと許可できる。</p> | |
| | | 散弾銃 網わな | | | | | | | |
| | ニホンジカ イノシシ | 網わな | 狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること | 1年以内 (ネズミ類、モグラ類を銃器で捕獲する場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。) | 必要かつ適切な数 | 第二種特定鳥獣管理計画に基づく | | | |
| | | 散弾銃 空気銃 (止めさしに限る) | | | | | | | |
| | タヌキ ネズミ類・モグラ類 | 網わな 散弾銃 空気銃 | 県内全域 (必要・適切な範囲) | 狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること (非狩猟鳥獣を除く) | 適切な数 | ①個人（被害等を受けた者は被害等を受けた者から依頼された者） ②国、地方公共団体 ③認定鳥獣捕獲等事業者 | <p>・銃器やくくりわなでの捕獲の場合及び猟犬を用いる場合は、安全対策を含めた捕獲計画を提出させる</p> <p>・銃器での捕獲の場合、不必要に長期間とならないような日数とすること（特定鳥獣、外来鳥獣等を除く）</p> <p>・予察捕獲を実施したい法人は、協議会等を設置し、予察台帳及び予察表を作成すること。</p> | | |
| | 外来鳥獣等 | 網わな | | | | | | | |
| | | 散弾銃 空気銃 (キヨンは止めさしに限る) | | | | | | | |
| | カワウ | 散弾銃 空気銃 | 原則採食地 (ねぐら・コロニーで捕獲又は採取等をする場合、千葉県カワウ被害対策協議会等で区域を検討すること) | 狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること | 銃器以外の方法による場合は1年以内 銃器による場合は原則3か月以内。 | 必要かつ適切な数 | <p>※ねぐら・コロニーにおけるカワウの捕獲等は②、④の法人に対してのみ許可する。</p> <p>※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。（外来鳥獣等及び特定鳥獣を除く。）</p> | | |
| | | 網箱わな釣り針 | | | | | | | |
| スズメ | カラス類 (ハシブトガラス・ハシボソガラス) | 散弾銃 空気銃 網箱わな | 県内全域 (必要・適切な範囲) | 狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること | 2,000羽以下 合計1,000羽以下 300羽以下 150羽以下 200羽以下 500羽以下 50羽以下 必要かつ適切な数 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | ヒヨドリ | | | | | | | | |
| | ムクドリ | | | | | | | | |
| | トビ・キジ | | | | | | | | |
| | 鳥類 (本表掲載種以外) | | | | | | | | |
| | 獣類 (本表掲載種以外) | 散弾銃 空気銃 網わな | | | | | | | |

※ 指定管理鳥獣：イノシシ、ニホンジカ

※ 特定鳥獣：イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

※ 外来鳥獣等：アライグマ、ハクビシン、アカゲザル（交雑種含む）、キヨン、コブハクチョウ、ドバトなど

※ 環境大臣が定める法人：農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

(2)－5 被害防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

(ア) 捕獲隊の整備

迅速で効果的かつ安全な捕獲が実施されるよう、市町村に対し次の事項について助言する。

- a イノシシやニホンジカ等の大型獣類が生息する地域においては、あらかじめ捕獲実施体制の整備に努めること。
- b 既存の捕獲隊における隊員数の減少、高齢化に対応するため、農業者等も含め地域で一体となった捕獲体制の確立に取り組むなど、隊員の確保に努めること。
- c 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定している市町村においては、同計画に沿って、生息環境管理及び被害防除対策と併せた適切かつ効果的な捕獲が実施されるよう体制を整備するとともに、同法第9条第1項に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、実施隊と捕獲隊の連携を図ること。
- d 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、市町村の境界を越えた広域的な捕獲隊を編成するなど効果的な捕獲の実施に努めること。また、被害等が周辺の都県にまたがって発生する場合においては、都県を越えた市町村間の連携を図ること。

(イ) 関係者間の連携強化

地域の関係者が連携して円滑に鳥獣害対策に取り組むため、連携の強化に努める。

県は、「千葉県野生鳥獣対策本部」及び「地域野生鳥獣対策連絡会議」を設置して、地域、市町村並びに県関係部局及び研究機関の連携の強化を図り、総合的な対策を実施する。

(ウ) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあっては、被害対策を行う体制の整備、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言する。

イ 指導事項の概要

- ・従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任すること。
- ・捕獲等又は採取等の効率性及び安全性向上の観点から、従事者には被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。ただし、捕獲方法が銃器以外の方法であり、かつ安全が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- ・市町村を越えて共同して広域的に管理捕獲を実施する場合、従事者相互の連絡体制を整備すること。
- ・その他、「千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領」に基づき指導する。

3－4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可範囲は、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めない

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

県内で鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

人工養殖が可能と認められる種類。

過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）。

放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕り

(4) 鶴飼漁業への利用の目的

ア 許可対象者

鶴飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

ウミウ又はカワウ。鶴飼漁業への利用目的を達成するために必要な数。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕り

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、今まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数

ウ 期間

30日以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査の目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の目的の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

- ア 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で行うこと。
- イ 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置しないこと。
- ウ 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うこと。
- エ 被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないこと。
- オ 捕獲物が、違法なものと誤認されないようにすること。
- カ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用ができないため、放鳥獣の検討を行うこと。
- キ 狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること。
- ク 捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反になる場合があること。
- ケ 錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合は、あらかじめ捕獲許可申請を行うこと。
- コ 捕獲した鳥獣等を食用として自家消費しようとする場合は、捕獲から消費までの各段階について「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に沿って行うこと。また、イノシシについては、千葉県ホームページ等にて公表されている県内の放射性物質検査の結果などに留意すること。

(2) 従事者の指揮監督

法人はそれぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備すること。

(3) 危険の予防

- ア 錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じること。
- イ 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- ウ 共同捕獲を実施する場合は責任者を1名置き、事故、違反のないよう指導監督を行うとともに、必要に応じ許可対象者の関係職員若しくは鳥獣保護管理員等

が立ち会う等により適正な捕獲が実施されるよう対処すること。

- エ 捕獲者は捕獲許可証又は従事者証を携帯し、さらに許可権者が貸与する腕章を着用すること。
- オ わなを使用する場合は、原則として実施者が定期的に見回りを行うこと。ただし、自動通報装置等のICT技術によりわなの作動が確認できる場合は、見回りの回数を軽減することができる。

4－2 許可権限の市町村長への委譲

狩猟鳥獣（狩猟禁止措置の種及び第二種特定鳥獣管理計画の対象となった種は除く）、ドバト、モグラ、キヨンの被害防止目的の捕獲許可権限については、迅速な対応及び地域の実情に即した運用を図るため、市町村の受入体制や意向を尊重しつつ、適切に委譲する。

また、権限を市町村に委譲する場合、法、規則、基本指針及び本計画等に従った適切な業務の執行並びに知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

5 鳥類の飼養登録

(1) 方針

県は、昭和55年度から愛玩飼養のための鳥類の捕獲は当分の間許可しないこととしており、本計画期間内においても許可しないこととする。

市町村は、既に飼養登録を得ている鳥について、違法飼養との区別を明らかにするため、個体管理の足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

併せて、他都道府県からの転入・譲渡（県内の飼養登録数は増加する）及び県内の市町村間での転入・譲渡（県内の飼養登録数は変わらない）に伴う新規飼養登録証の発行にあたっては、上記と同様に違法飼養との区別を明らかにするため、個体管理の足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

また、県及び市町村は、広報等を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、捕獲許可制度及び飼養の登録制度についての周知を図り、適正化を推進する。

(2) 飼養適正化のための指導内容

県は野鳥の違法飼養を防止するため、飼養登録事務を行う市町村に対して下記事項について周知するとともに、必要に応じて鳥獣保護管理員等による巡回監視を行う。

- ア 飼養登録の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。

- イ 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないように十分確認する。
- オ 違法に捕獲した鳥獣については、その飼養については禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理を行う。

6 販売禁止鳥獣等

県は販売許可を行う市町村に対して下記事項について周知する。

(1) 許可の考え方

- 販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。
- ア 販売の目的が学術研究、養殖、その他規則第23条に規定する目的に適合すること。
 - イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

7 住居集合地域等における麻醉銃獵の実施

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃獵をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険獵法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可も得ること。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するための区域は、公共的な利用の多い地区、市街地など人家稠密である場所やゴルフ場などレクリエーション等の目的のため年間を通して多くの人が利用する状態になっている場所などを中心に、これまで227箇所、計192,558ヘクタールの区域を指定した。

一方、本県は都市化の進展に伴う市街地の拡大が依然として続いている、従来農村部であったところでも住宅地が増加している。

このため、本事業計画においても、銃猟に伴う事故を未然に防止するため、引き続き、次の地域について指定に努める。

- ア 銃猟による事故が頻発している地区又は事故の発生のおそれのある区域
- イ 学校の所在する地区
- ウ 農林水産漁業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所
- エ レクリエーション等の目的のため利用する入林者が多いと認められる場所
- オ 指定区域（社寺境内及び墓地）や病院等の近傍で静穏が求められる場所
- カ 公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所等が相当程度の広がりをもって集中している場所
- キ その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

また、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、必要に応じて区域の指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

特定猟具使用禁止区域（銃器）の既存の118箇所、66,621ヘクタールについて再指定する。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

第7表のとおり再指定等を行う。

(第7表-1)

| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|--------------|-----------------------------|-----|--|
| 年度 | 所在地 | 名称 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備考 | |
| R4 | 1 市原市 | 国本 | 530 | R4年11月1日 ～ R14年10月31日 | 再指定 | |
| | 2 香取市 | オーク・ヒルズカントリークラブ | 98 | | | |
| | 3 東金市 | 東千葉カントリークラブ | 155 | | | |
| | 4 茂原市, 長柄町 | 真名ゴルフ場・長柄町上野 | 293 | | | |
| | 5 印西市, 白井市 | 印西 | 4,834 | | | |
| | 6 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市永吉 | 456 | | | |
| | 7 成田市 | グリッサンドゴルフクラブ | 77 | | | |
| | 8 印西市 | 平賀 | 74 | | | |
| | 9 横芝光町 | 篠本 | 88 | | | |
| | 10 東金市 | 求名 | 272 | | | |
| | 11 九十九里町 | 真亀 | 427 | | | |
| | 12 白子町 | 白子町東部 | 365 | | | |
| | 13 白子町 | 白子町浜宿・剃金 | 137 | | | |
| | 14 富津市 | 富津市大貫 | 398 | | | |
| | 15 市原市, 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市久保田・藏波 | 961 | | | |
| | 16 野田市 | 小船橋 | 15 | | | |
| | 17 銚子市 | 銚子豊里台 | 81 | | | |
| | 18 山武市 | 山武市上横地 | 419 | | | |
| | 19 山武市 | 山武市富口 | 92 | | | |
| | 20 富津市 | 天羽マリーンヒル | 14 | | | |
| | 21 富津市 | 富津市西大和田 | 125 | | | |
| | 22 八街市 | 八街西 | 340 | | | |
| 小計 | | | 10,251 | | | |
| R5 | 1 君津市, 富津市 | 郡 | 197 | R5年11月1日 ～ R15年10月31日 | 再指定 | |
| | 2 印西市, 栄町 | 印西・栄 | 1,993 | | | |
| | 3 佐倉市 | 佐倉カントリー俱楽部 | 65 | | | |
| | 4 成田市 | スカイウェイカントリークラブ | 69 | | | |
| | 5 印西市 | 総武カントリークラブ | 176 | | | |
| | 6 印西市 | 泉カントリー俱楽部 | 116 | | | |
| | 7 富里市 | 久能カントリー俱楽部 | 88 | | | |
| | 8 多古町 | ゴルフ俱楽部成田ハイツリー | 144 | | | |
| | 9 大多喜町 | 千葉夷隅ゴルフクラブ | 143 | | | |
| | 10 茂原市, 白子町 | 茂原市千沢・南吉田 | 236 | | | |
| | 11 長南町 | 長南町長南工業団地 | 50 | | | |
| | 12 多古町 | 東京国際空港ゴルフ俱楽部 | 160 | | | |
| | 13 成田市, 多古町, 芝山町 | 成田 | 6,015 | | | |
| | 14 千葉市, 佐倉市 | 明神台谷津保全ゾーン | 9 | | | |
| | 15 東金市 | 家徳 | 52 | | | |
| | 16 大網白里市 | 増穂 | 335 | | | |
| | 17 山武市, 九十九里町 | 作田 | 1,036 | | | |
| | 18 山武市 | 松尾台工業団地 | 148 | | | |
| | 19 木更津市 | 矢那 | 405 | | | |
| | 20 君津市 | 秋元 | 275 | | | |
| | 21 君津市 | 久留里市場 | 57 | | | |
| | 22 酒々井町 | 酒々井 | 78 | | | |
| | 23 八街市 | 上砂 | 17 | | | |
| 小計 | | | 11,864 | | | |

(第7表-2)

| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | | | |
|-------------------|-----|-----------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|-----|
| 年 度 | | 所在地 | 名称 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備 考 |
| R 6 | 1 | 市原市 | 梅ヶ瀬 | 41 | R6年11月1日 ～ R16年10月31日 | 再指定 |
| | 2 | 市原市 | 新巻 | 60 | | |
| | 3 | 銚子市 | 七ツ池 | 42 | | |
| | 4 | 館山市 | 豊房 | 409 | | |
| | 5 | 鋸南町 | 田子台 | 52 | | |
| | 6 | 木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 | 東京湾岸 | 17,431 | | |
| | 7 | 市原市 | 姉崎 | 290 | | |
| | 8 | 市原市 | 小勝山団地 | 35 | | |
| | 9 | 市原市 | 浜野ゴルフクラブ | 130 | | |
| | 10 | 成田市 | 白鳳カントリー俱楽部 | 74 | | |
| | 11 | 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市昭和 | 160 | | |
| | 12 | 市原市 | 国分寺台 | 456 | | |
| | 13 | 柏市 | 柳戸 | 46 | | |
| | 14 | 成田市 | 大栄工業団地 | 45 | | |
| | 15 | 香取市 | 佐原カントリークラブ | 81 | | |
| | 16 | 山武市 | 松尾町五反田・祝田・高富 | 231 | | |
| | 17 | 東金市、九十九里町 | 西野 | 105 | | |
| | 18 | 茂原市、大網白里市、白子町 | 茂原市清水 | 296 | | |
| | 19 | いすみ市 | 高田堰 | 5 | | |
| | 20 | 南房総市 | 千倉・白浜 | 736 | | |
| | 21 | 木更津市、君津市、袖ヶ浦市 | かづさアカデミアパーク | 1,010 | | |
| | 22 | 市原市 | 市原海上 | 678 | | |
| | 23 | 八街市 | 八街中央 | 863 | | |
| | 24 | 八街市 | 吉倉 | 225 | | |
| | 25 | 山武市 | 木戸浜 | 12 | | |
| | 26 | 長南町 | 長南町山内 | 100 | | |
| | 27 | 長柄町 | 長柄町六地蔵 | 74 | | |
| | 28 | いすみ市 | 押日・井沢 | 681 | | |
| | 29 | 君津市、富津市 | 田倉 | 1,300 | | |
| | 30 | 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市横田 | 593 | | |
| | 31 | 成田市、富里市 | 富里市日吉倉地区 | 23 | | |
| | 32 | 八街市 | 西林北部 | 1 | | |
| | 33 | 東庄町 | 東庄町粟野 | 42 | | |
| | 小 計 | | | | 26,327 | |
| R 7 | 1 | 千葉市 | 大網高校中正農場 | 65 | R7年11月1日 ～ R17年10月31日 | 再指定 |
| | 2 | 八千代市 | 八千代市保品 | 5 | | |
| | 3 | 香取市 | 佐原水郷 | 96 | | |
| | 4 | 匝瑳市、横芝光町 | 海老川 | 59 | | |
| | 5 | 銚子市、東庄町 | 豊里 | 260 | | |
| | 6 | 市原市 | ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース | 129 | | |
| | 7 | 成田市、富里市 | 成田ニュータウン | 2,470 | | |
| | 8 | 香取市 | 成田東カントリークラブ | 76 | | |
| | 9 | 鴨川市 | 鴨川 | 845 | | |
| | 10 | 木更津市 | 木更津市清川 | 502 | | |
| | 11 | 横芝光町 | 栗山川河口 | 528 | | |
| | 12 | 山武市 | 山武 | 936 | | |
| | 13 | 市原市 | 吉野台 | 92 | | |
| | 14 | 市原市 | ときわ台 | 30 | | |
| | 15 | 香取市 | 習志野カントリークラブ空港コース | 110 | | |
| | 16 | 多古町 | 多古町多古地区 | 804 | | |
| | 17 | 香取市 | 香取市福田 | 120 | | |
| | 18 | 神崎町 | 神崎カントリー俱楽部 | 77 | | |
| | 19 | 東金市、山武市 | 成東 | 735 | | |
| | 20 | 山武市 | 山室 | 47 | | |
| | 21 | 睦沢町 | 睦沢町入山津 | 183 | | |
| | 22 | 佐倉市、八千代市 | 八千代ゴルフクラブ | 73 | | |
| | 23 | 勝浦市、御宿町 | 立山 | 142 | | |
| | 24 | 大網白里市 | 白里海岸 | 219 | | |
| | 小 計 | | | | 8,603 | |

(第7表-3)

| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|--------------|-----------------------------|-----|--|
| 年度 | 所在地 | 名称 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備 考 | |
| R 8 | 1 香取市、東庄町 | 香取東部 | 2,383 | R8年11月1日 ～ R18年10月31日 | 再指定 | |
| | 2 香取市 | 山田 | 200 | | | |
| | 3 千葉市、市原市 | 千葉市東部 | 1,637 | | | |
| | 4 佐倉市 | 佐倉 | 1,331 | | | |
| | 5 市原市 | 太平洋クラブ市原コース | 103 | | | |
| | 6 旭市 | 萬力 | 49 | | | |
| | 7 多古町 | 多古工業団地 | 46 | | | |
| | 8 長南町 | 野見金 | 374 | | | |
| | 9 いすみ市、大多喜町 | 森宮 | 43 | | | |
| | 10 香取市、多古町 | グレンオーラスカントリークラブ | 107 | | | |
| | 11 旭市 | 旭市三川 | 63 | | | |
| | 12 東金市、八街市、大網白里市 | 東金・大網 | 2,447 | | | |
| | 13 山武市 | 山田ゴルフ俱楽部 | 97 | | | |
| | 14 長柄町 | 長柄 | 477 | | | |
| | 15 長生村 | 長生村一松 | 130 | | | |
| | 16 木更津市 | 小櫃堰公園 | 89 | | | |
| 小 計 | | | 9,576 | | | |
| 合計(118箇所) | | | 66,621 | | | |

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

指定計画なし（既存の区域なし）。

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

指定計画なし（既存の区域なし）。

3 猟区設定のための指導

指定計画なし（既存の区域なし）。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外の245ヘクタールを指定している。

鉛製銃弾の使用による非狩猟鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、非狩猟鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定を進める。

(2) 指定計画

新規指定及び更新の計画はない。

第6 特定計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

ア 計画作成の目的

第一種特定鳥獣保護計画は、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進することを目的として作成する。

イ 対象鳥獣の単位

計画の対象とする鳥獣は、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要が認められるものを対象とする。

なお、計画は原則として地域個体群を単位として作成する。

ウ 計画期間

計画期間は生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合性を図るために、原則として当該事業計画の有効期間内で設定する。

また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況や社会状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を行う。

エ 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するように定めるものとし、行政界や明確な地域界を区域線として設定する。

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

オ 計画の目標及び評価・見直し

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による

評価が可能な目標設定に努める。

また、必要な場合には、当該個体群の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

さらに、設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行うとともに、それらの評価結果を踏まえて順応的に計画を見直し、事業に反映させる。

(2) 実施計画の作成に関する方針

保護計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて保護計画の対象区域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画を作成する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

ア 計画作成の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

イ 対象鳥獣の単位

計画の対象とする鳥獣は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び管理を図る必要が認められるものを対象とする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成する。

ウ 計画期間

計画期間は生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合性を図るため原則として当該事業計画の有効期間内で設定する。

また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況や社会状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を行う。

エ 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地域界を区域線として設定する。

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

オ 計画の目標及び評価・見直し

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な目標設定に努める。

また、必要な場合には、当該個体群の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

さらに、設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行うとともに、それらの評価結果を踏まえて順応的に計画を見直し、事業に反映させる。

(第8表)

| 対象鳥獣 | 目的 | 対象区域 | 計画期間 | 備考 |
|-------|--|-----------------------|------------------------|-------|
| ニホンザル | ニホンザルとアカゲザルの交雑を回避し、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより、人と鳥獣との軋轢の軽減を目的とする。 | ニホンザル生息域 (主に県南部) | | 第5次計画 |
| ニホンジカ | 個体数管理、被害防除対策、生息環境管理、普及啓発及び人材育成等の対策を計画的かつ総合的に実施することで、ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的維持、農林業被害の軽減、生態系への影響の軽減を図ることを目的とする。 | ニホンジカ生息地域 (主に県中南部) | 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 | 第5次計画 |
| イノシシ | イノシシによる農作物被害の軽減及び生活環境被害の防止を目的とする。 | 県全域 | | 第3次計画 |

(2) 実施計画の作成に関する方針

計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて計画の対象区域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画を作成する。

第7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

科学的知見に基づいた適正な鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣の生息状況等について調査を行う。調査等に際しては県中央博物館や研究者、自然保護団体及び獵友会等と連携を図りながら調査内容の補完をする。

また、捕獲された個体の情報を迅速かつ効果的に集積し、鳥獣による被害の防止及び有効な捕獲に資するため、捕獲情報収集の体制整備及び活用を図る。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

これまでに実施された調査実績や既存資料等を踏まえて、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための鳥獣生息分布調査、県内のガン・カモ類の調査及び狩猟鳥獣生息調査、第二種特定鳥獣の生息状況調査を行う。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 概要

本県に生息する鳥獣のうち、保護対策又は管理対策上重要な種については、定期的に（5年程度）分布状況を調査し分布図を作成する。

なお、カワウに関しては、3月・7月・12月に県内のねぐら・コロニーにおける生息数・営巣数の調査を行う。

イ 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

サル、ニホンジカ、イノシシ、キヨン、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カワウ、コブハクチョウ

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りの状況を把握し、狩猟の適正化を図る資料とするため、県内の渡来地で生息数のカウントを行う。

(第9表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備 考 |
|---|-------------|---|-------------------------------------|
| 県内の渡来地 | 令和4年度～令和8年度 | 鳥獣保護管理員等により、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地で、毎年1月15日前後に渡来数のカウントを行う。 | 国からの依頼により実施 (国の「ガン・カモ科鳥類生息状況調査」) |
| 行徳鳥獣保護区 手賀沼鳥獣保護区 印旛沼北部鳥獣保護区 印旛沼西部鳥獣保護区 国指定谷津鳥獣保護区 | 令和4年度～令和8年度 | 鳥獣保護管理員等により、県内5箇所の渡来地で11月から翌年2月の間、毎月渡来数のカウント調査を行う。 | (県の「ガン・カモ・ハクチョウ類調査」) |

(4) 狩猟鳥獣生息調査

減少傾向にある狩猟鳥獣のキジ・ヤマドリについて、狩猟者から出合、捕獲場所、個体の性別、羽数を調査し生息状況等を把握するとともに、狩猟禁止となっているキツネについて、狩猟者から狩猟中の出合いを調査し、生息状況等を把握する。

また、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンジカ・イノシシ、特定外来生物であるアライグマの生息状況等についても、狩猟者からの捕獲報告や関係者へのアンケート調査等を行うことにより、生息状況等を把握する。

(第10表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 |
|-------------|-------------|--|
| キジ、ヤマドリ、キツネ | 令和4年度～令和8年度 | 狩猟者のうち県内登録者にアンケート形式で出合、捕獲位置等の調査を行う。 |
| ニホンジカ | | 狩猟者のうち県内登録者にアンケート形式で捕獲位置等の調査を行う。 糞粒調査、個体モニタリングの調査を行う。 |
| イノシシ | | 狩猟者のうち県内登録者であってわな猟狩猟登録者にアンケート形式で仕掛け日数や捕獲数、捕獲位置等の調査を行う。 捕獲を行った市町村からの実績報告により、捕獲数や捕獲位置等の調査を行う。 |
| カワウ | | ねぐら、コロニー数及び個体数の調査を行う。狩猟や有害捕獲による捕獲数、捕獲位置等の把握やガン・カモ調査における目撃数、目撃位置等の調査を行う。 |
| アライグマ | | 「防除実施計画」に基づく市町村からの捕獲実績報告等により、捕獲数、捕獲位置及び生息密度等の調査分析を行う。 |

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

本県に生息する鳥獣としては、ニホンザル・ニホンジカ・イノシシが該当し、それら鳥獣の効果的な防除方法の確立や適正な個体群管理の実施に資するため、その生態や個体群動態等を調査するとともに、関係部局の協力により農業被害の状況の把握に努める。

(第11表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|-------|-------------|--|-------------------|
| イノシシ | 令和4年度～令和8年度 | 「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」に基づき実施（集落アンケート、捕獲実態の調査、CPUE、SPUE、農作物被害金額等） | 第二種特定鳥獣 指定管理鳥獣 |
| ニホンザル | | 「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」に基づき実施（生息域及び群れ数、捕獲実態の調査、群れごとの被害状況、交雑状況等） | 第二種特定鳥獣 |
| ニホンジカ | | 「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」に基づき実施（糞粒調査、分布調査、森林植生への影響調査、捕獲個体の解析、捕獲実態の調査、CPUE、SPUE等） | 第二種特定鳥獣 指定管理鳥獣 |

3 法に基づく諸制度の運用状況

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区を新規に指定又は更新する場合は、指定等の2年前に当該地域での鳥獣の生息状況及び環境調査を実施して、保護区指定の基礎資料とする。

(第12表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区名 | 調査の種類・方法 |
|-------|----------|--------|---|
| 令和4年度 | 身近な鳥獣生息地 | 国吉 | 定点調査、ラインセンサス調査及び既存文献調査等により、鳥獣の生息状況及び植生を含めた環境を調査し、鳥獣保護区としての生態系を評価する。 |
| | 森林鳥獣生息地 | 神戸 | |
| | " | 富津岬 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 千葉市 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 市津 | |
| | " | 成田市中郷 | |
| 令和5年度 | 身近な鳥獣生息地 | 九十九里 | 同上 |
| | " | 滝郷 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 白石 | |
| | " | 大多喜 | |
| | " | 嶺岡山 | |
| | " | 久留里 | |
| 令和6年度 | 森林鳥獣生息地 | 平岡 | 同上 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 飯塚 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 大竹 | |
| | 集団渡来地 | 佐原津宮 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 飯高豊和 | |
| | " | 笠森 | |
| 令和7年度 | 森林鳥獣生息地 | 天津 | 同上 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 石堂 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 南総鶴舞 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 手賀の丘公園 | |
| | 集団渡来地 | 夏目 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 香取神宮 | |
| 令和8年度 | 身近な鳥獣生息地 | 佐倉市鎧木 | 同上 |
| | " | 花見川 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 清澄山 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 内田 | |
| | 集団渡来地 | 山倉 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 加茂 | |

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、次の情報について報告をさせる。

なお、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、本県の鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について評価を行う。

ア 登録狩猟

狩猟者に対しては、法第66条に基づく報告を原則とする。ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカとイノシシについては、これ以外に、捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼・成獣の別、捕獲努力量、目撃情報等などを別途収集する。

イ 許可捕獲

許可捕獲においては、捕獲した鳥獣種・頭羽数、捕獲方法、捕獲の位置情報、処置の概要等を報告させる。

ハクビシン・アライグマ・ニホンザル・アカゲザル・キヨンについては、これ以外に捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼・成獣の別（体重）、雌の場合は泌乳の有無等を報告する。特に国の交付金及び県の補助金を活用している場合は必須とする。

指定管理鳥獣であるイノシシ及びニホンジカについては、上記以外に可能な限り目撃数や捕獲努力量に関する情報なども収集する。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

事業者に対して、捕獲した獣種・頭数、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼・成獣の別、処置の概要、捕獲努力量に関する情報、目撃数等の報告を原則とする。

また、事業実施時における誤認捕獲の実態（種類、頭羽数、時期、誤認捕獲された様態、捕獲後の処置）も併せて報告させる。

4 新たな技術の研究開発・普及

被害対策に関する研究開発を推進するために、千葉県野生鳥獣対策本部において野生鳥獣害研究チームが被害対策の研究に取り組んでいる。

今後も同チームの研究を推進するとともに、鳥獣害に関する研究を推進する体制づくりを検討する。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁及び各出先機関の組織を通じて、鳥獣保護管理事業の実施及び狩猟の適正化のための指導取締りを行う体制を整備する。

鳥獣保護管理に関する専門的な知見を有する人材を育成するために、環境省の研修を活用するとともに、計画的な専門職の採用に関して検討する。

(2) 設置計画

狩猟免許取得希望者への対応、有害鳥獣による農作物被害額の高止まり、市街地出没等の新たな課題に対応するために必要となる職員を本庁及び各地域振興事務所に適切に配置する。

(3) 研修計画

環境省が実施する野生生物に関する研修、特定鳥獣の保護・管理に関する研修、油汚染水鳥の救護に関する研修等に参加する。

2 鳥獣保護管理員

市町村の面積、鳥獣保護管理事業の内容等地域的状況を勘案し、県内に106名を配置し、鳥獣保護区等の施設の管理、密漁・違法飼育の取締り、許可捕獲の指導、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発等を行う。

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

県中南部地域では、以前よりイノシシなどの鳥獣による農林産物等への甚大な被害が発生しているが、近年は千葉市、香取地域においてもイノシシの被害が発生している。このため、被害の大きな地域だけではなくこれから被害が拡大する恐れのある地域も含めて、鳥獣の生息状況を把握し、被害の発生状況を踏まえた鳥獣の保護及び管理、個体群管理の適正かつ効果的及び安全な実施を行うことができる人材の育成・確保が必要である。

そこで、科学的な知見に基づいた野生獣の管理対策を推進するため、市町村職員等に対する獣種別の研修会を実施する。

また、市町村が実施する捕獲事業の担い手の育成・確保が必要であることから、わな猟免許の取得を促進するとともに、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等を活用し、地域の被害を地域で解決するための体制づくりを推進する。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努める。

また、地域における効果的な捕獲体制の整備のため、市町村等へ認定鳥獣捕獲等事業者の活用事例の情報を提供する。

(3) 研修計画

(第13表)

| 名 称 | 主 催 | 内 容 ・ 目 的 |
|----------------------|-----|---|
| 特定鳥獣の保護・管理等の国による各種研修 | 国 | 野生鳥獣保護管理の専門的な知識、経験を有する人材の育成 |
| 野生獣管理指導者育成研修会 | 県 | 科学的知見に基づいた野生獣の管理手法にかかる研修会(特定計画を策定したサル・シカ・イノシシが対象) |
| アライグマ・ハクビシンセミナー | 県 | アライグマ・ハクビシンの防除・捕獲技術向上 |
| 鳥獣被害対策地域リーダー育成事業 | 県 | 野生鳥獣による農作物被害の発生地域において、被害対策を実践・支援できる地域リーダーを育成 |
| 有害鳥獣捕獲員研修 | 県 | 銃器による有害鳥獣捕獲に係る法令知識及び実射訓練 |
| 有害鳥獣捕獲員罠技術向上研修 | 県 | 野生鳥獣捕獲員のわなの捕獲技術向上 |
| 新人ハンター入門セミナー | 県 | 狩猟に興味がある者を対象にしたハンター養成講座 |

(4) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟免許所持者数は、第一種銃猟免許所持者数は減少しているものの、わな猟免許所持者数は増加している。

また、農林産物等へ被害を与えていたイノシシ等の捕獲は許可捕獲の占める割合が高く、狩猟による捕獲が占める割合は他都道府県と比較して低い。

また、イノシシの許可捕獲のうちわなによる捕獲が9割を占めている。

そのため県では、市町村が実施する捕獲事業の従事者増加のため、わな猟免許の新規取得促進に努めることとするが、狩猟免許試験の回数及び試験開催地については地域の実情及び必要性を踏まえた上で決定する。

さらに、地域の捕獲の担い手の確保及び育成のために、狩猟に興味がある者を対象にしたハンター養成講座の開催やわな猟免許取得者の技術向上を図るための研修を実施する。

4 鳥獣保護管理機能の強化

県が令和元年度に設置した有害鳥獣対策に特化した組織の機能強化及び効率的・効果的な傷病鳥獣業務のあり方について検討する。

5 取締り

(1) 方針

狩猟期間内の違反・事故を防止するため、狩猟期前に関係機関（警察本部、海上保安庁、森林管理局等）及び狩猟者団体（各地区防犯委員）による会議を開催し、近年の狩猟状況（狩猟者数、事故違反の状況等）について説明し、関係機関連携のもと狩猟による事故違反防止体制を徹底させるとともに、各地区においても県、市町村、鳥獣保護管理員、地元警察及び狩猟者団体が連携して事故違反等の防止に当たる。また、初猟開始数日間及び年末年始は、狩猟者が獵野に集中するので事故・違反が起こらないよう重点的に取締りを行う。

鳥獣の無許可捕獲については、鳥獣保護管理員による県内の巡回を実施するとともに、県民及び保護団体等からの情報提供を得て、警察、鳥獣保護管理員等連携のもと取締りを行う。

(2) 年間計画

(第14表)

| 活動内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | |
|------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 鳥獣保護区等の施設の管理 | ← | | | | | | | | | → | | |
| 密猟・違法飼養の取締り | ← | | | | | | | | | → | | |
| 許可捕獲の指導 | ← | | | | | | | | | → | | |
| 鳥獣保護管理事業に関する普及啓発 | ← | | | | | | | | | → | | |
| 狩猟期間中の違反取締り | | | | | | | | ← | → | | | |
| 捜査への協力 | ← | | | | | | | | | → | | |

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の交付金を活用する。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣の保護及び管理

本県においては、都市地域である県北西部への人口集中が顕著となっている半面、県中南部を中心に農山村地域の人口減少、高齢化が進んでいる。このような社会情勢を背景に、都市地域においてはカラス、ドバト、ムクドリなどによる生活被害や水域におけるカワウなどによる水産物被害が増加している。獣類では、イノシシ、ニホン

ザル、ニホンジカなどが、生息域を拡大させており、特にイノシシによる甚大な農林業被害が農山村地域で発生している。近年これらに加えキヨン、ハクビシン、アライグマ、コブハクチョウなどの外来鳥獣等による農業被害及び生活被害が増加傾向にあり、県全域において人と鳥獣との軋轢が増している。

特に人が多く居住等する地域に大型の野生獣が出没する事例が相次ぎ、対応に苦慮している。

また、愛玩用として導入された外来鳥獣が結果として野外に放たれ、野生化している事例も散見される。

このような状況において、鳥獣被害を軽減し人と在来鳥獣が共存する豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、地域の実情を踏まえ関係者の合意のもと安全確保を図りながら、在来鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理並びに外来鳥獣の防除の促進が必要である。

(2) 鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定を行い鳥獣の保護繁殖を図ることは、鳥獣による被害が増加する中で関係者の理解が得られにくい状況にあるが、本県には干潟や河口域など広域的な見地から鳥獣の貴重な生息地があり、引き続き関係者の理解が得られるよう努める必要がある。

(3) 狩猟

本県の鳥獣管理は主に市町村が実施主体である許可捕獲により担われており、狩猟による捕獲数は許可捕獲に比較して少ない。

狩猟は狩猟者登録を行った者の自由意思で行われるものである一方、鳥獣の計画的な管理に貢献しうるものであり、本県においても一定の役割を果たしている。

狩猟者登録数は、銃猟免許所持者の高齢化により減少傾向にあることから、今後は狩猟者の人数の確保が必要である。

(4) 許可捕獲

地域ぐるみでの対策を図るため、ひき続き地域の人を核とした従事者を確保し、地域が一体となった捕獲体制の整備を促進していく必要がある。

(5) 感染症

例年、野鳥の高病原性鳥インフルエンザが国内でも確認されているが、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、濃密な接触を通じ人にも感染する可能性があることから、関係部局と連携し発生抑制と被害の最小化に努めていく必要がある。

(6) 違法捕獲・違法飼養

本県では昭和55年から愛玩飼養を目的とした鳥類の捕獲を認めていないが、依然

として鳥類の違法な捕獲による検挙者が跡を絶たない。引き続き警察による取締りに協力するとともに、必要に応じて鳥獣保護管理員と連携して違法な捕獲を行わないよう周知徹底を図る必要がある。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

該当地域なし。

3 狩猟の適正化等

狩猟免許更新時における講習会で関係法令の順守や事故防止の指導徹底を通じ、事故発生の未然防止に努める。

また、毎年度狩猟期開始に先立ち警察、海上保安庁、狩猟者団体等と連携して狩猟事故及び違反防止対策会議を開催し狩猟の取締り方針を決定する。同方針に基づき各地域において狩猟取締りを実施し、狩猟の適正管理を図る。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

ア 普及啓発

県民がボランティアとなり、傷病鳥獣の保護飼養・放野、野生復帰困難な個体の終生飼養など、自らが救護活動に参加することを通じて、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

また、鳥獣の死も生態系を構成する一つの要素であるという原則から、必ずしもすべての傷病鳥獣を救護する必要はないこと、雛及び幼獣を誤認保護しないことなど鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行う。

イ 対象種

生物多様性の保全に貢献する観点から、絶滅の恐れがある種の個体を含めた鳥獣の救護、放野を実施する。

一方で、農業被害・生活被害を及ぼす鳥獣、外来鳥獣等の救護は原則行わない。

ウ 環境モニタリング

救護個体は、大学等研究機関からの依頼に応じ情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明による効果的な予防措置を実施する。

(2) 傷病鳥獣の救護体制について

行徳野鳥病院、公益社団法人千葉県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）、ボランティア等と連携を図りながら、引き続き傷病野生鳥獣救護事業の実施に努める。

(3) 傷病鳥獣の取扱いについて

放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。

ただし、野生復帰が不可能な個体については、ボランティア制度を活用した終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法で致死等を検討する。希少な鳥獣種については、繁殖・研究もしくは教育を目的とした積極的な活用に努める。

救護にあたっては、法、外来生物法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。

また、非狩猟鳥獣を保護した場合は法に基づき捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に飼養登録を行う。

(4) 感染症対策

救護した鳥獣が家畜伝染病、あるいは公衆衛生上重要な感染症に感染している恐れがある場合は、速やかに関係機関へ通報する体制を整える。

また、傷病鳥獣救護ボランティアに対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等の情報提供、衛生管理に関する研修を行う。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成8年1月16日環自野第13号環境庁自然保護局長通達）等を踏まえ、海上における広範囲な油汚染事件の発生に起因する多種多数の傷病鳥獣の救護の実施を想定し、隣接都県、関係機関及び県獣医師会その他民間団体との連携による緊急かつ円滑な救護活動が可能な体制整備を図る。

油汚染事件発生時は、千葉県応急対策本部設置要綱又は千葉県異常水質対策要領に基づき対応し、油流出災害による傷病鳥獣の保護及び渡り鳥等が多数飛来するような自然環境重要地域（行徳内陸性湿地、谷津干潟等の水辺）の被害状況を把握する。

また、千葉県油等海上流出事故対応マニュアルに基づき、油汚染により野生生物が被害を受けた際に迅速かつ的確な救護が行えるよう、野生生物救護を目的として設立された各種民間団体等との協力、連携を図る。

6 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、国や県内の関係機関との連携体制を構築する。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の県民への情報提供等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、農林水産部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより感染収束に努める。なお、捕獲を実施するにあたっては狩猟者や捕獲従事者に対し「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル（令和2年2月）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。

また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、農林水産部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じができるよう、連絡体制を整えておく。

(3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、農林水産部等の関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

探鳥会や愛鳥週間ポスターコンクール等の各種行事を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに広報媒体を利用して鳥獣保護制度や鳥獣保護の現状について県民の認識を深める。

イ 事業の年間計画

(第15表)

| 事業内容 | 実施月 | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 探鳥会 | | ↔ | | | | | | | | | | |
| 功労者表彰 | | | ↔ | | | | | | | | | |
| ポスターコンクール | ↔ | | | | | | → | | | | | |
| 行徳鳥獣保護区での定例観察会 | ↔ | | | | | | | | | | → | |

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす鳥獣への安易な餌付けの防止に努める。県民への普及啓発は隨時実施するものとし、以下の点に留意して推進する。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。

イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。餌付けを実施する際は、高病原性鳥インフルエンザ等の感染拡大又は伝搬につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理は結果として鳥獣の餌付けとなることから、これらの行為の防止を図る。

(3) 獵犬の適切な管理

獵犬による事故防止を図るため、獵犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、獵犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

行徳湿地を野鳥の観察や自然保護思想普及啓発の場として活用するため、湿地環境の維持管理、探鳥路の整備及び野鳥の誘致等を行い、県民の利用向上に努める。

(5) 愛鳥モデル校の指定

計画なし。

(6) 法令の普及徹底

野鳥の違法捕獲・違法飼養、とらばさみ等による野生獣の違法捕獲・捕獲未遂等の行為が絶えないことから、引き続き広報媒体等を主体とした周知に努める。

なお、とらばさみは狩猟での使用が禁止されている禁止猟法である。このため、法に該当しない種・個体を捕獲する場合は規制を受けない。また、鳥獣の捕獲については狩猟及び許可捕獲以外は捕獲行為（未遂を含む）自体が禁止されており、捕獲方法は問わない。